

地域定着支援事業における司法と福祉の連携について一考察

西九州大学 江口賀子（会員番号 4837）

古川 隆司（追手門学院大学・2430）

キーワード：地域定着 更生施設 福祉施設

1. 目的

本報告は、司法領域と連携の進む高齢・障害犯罪者の社会復帰における社会福祉施設の受入や協力を阻害する要因が何かを考察することである。対象となる刑余者は、いわゆる「リスクのある利用者」として、刑事施設釈放後の施設受け入れやサービス利用が拒まれることが多い。本報告では、A 県地域定着支援センター（以下、A 定着支援センターと略）における特別調整から課題として考えられること、及び受入経験のある福祉施設での課題をもとに、医療施設等における暴力や対応困難とされるケース対応と比較、考察を行う。

2. 方法

（1）半構造的なインタビューを、A 定着支援センター職員および受入経験のある福祉施設職員に実施、結果をテキストデータ化して調整側と受入側の課題と考えることを時系列・利害関係に沿ってキーワードとして抽出した。

（2）文献等を中心に医療機関における暴力・対応困難とされるケース対応の概要を整理する。なおデータは CiNii, DiaL を用いた。

（3）（2）の結果にもとづいて（1）と対比、受入側の課題について考察を行う。

3. 倫理的配慮

（1）については書面による依頼と許可を得て実施し、結果の査読を受けた。結果は個人情報特定されないようデータを加工した。また本報告にあたっては、日本社会福祉学会研究倫理指針にもとづいて資料等の作成を行った。

4. 結果

（1）A 定着支援センターでの調査結果の概略は下表の通りである。

調整における課題	特別調整の対象者について、障害の判定が難しいこと。
	受け皿としての社会資源が乏しいこと。
	地域生活移行/定着のための社会資源が乏しいこと。

（2）受入経験のある施設の職員への調査結果の概要は下表の通りである。

受け入れに対する課題	粗暴犯罪の経験者に対する恐怖感
	夜勤など少ない人員で対応する場合のストレス（とくに女性職員）
	他の利用者への迷惑・危害に対する懸念

(3)医療機関における対応困難ケースへの対応として、データベース等からマニュアル・事例をもとに、利害関係に即した整理を行った。その結果、多くの医療機関が暴力団や凶悪犯罪・機関内で生じた事件を契機としてリスクマネジメントの一環でマニュアルの作成・職員研修等で取り組まれている。以下に事案とその対応の概要を示す。

事案	対応
職員への暴力	制止や抑制，警察への通報
不当な金品の要求・不当な医療費不払い	拒否，警察への通報
他患者等への迷惑行為	移送，退院，警察への届け出，他患者等への謝罪
迷惑を及ぼすと考えられる来訪者（暴力団等）	拒否，警察への通報など

5．考察

社会福祉施設では介護保険サービス・障害者自立支援サービス等運営基準において「正当な理由なくサービス提供を拒んではならない」とされる。しかし救護施設・養護老人ホーム等では措置権者の依頼による場合、リスクを感じていても受け入れるケースがある。社会福祉施設は多くの場合、公表されている範囲では、医療機関のようなマニュアル化は行われておらず、かつリスクマネジメントの中でも取り扱ってはいない。だが、受け入れにリスクがある場合は、施設の判断で監督機関や警察等との協力を前提とする場合、他利用者への危害・近隣住民への迷惑等、利害関係者を理由として拒否するケースがある。

ここでは、「危害が及ぶおそれ」「暴力等」がリスクとしてあげられるが、たとえば指導が困難な実習生の受け入れにあたっては、調整・指導する教育機関による監督指導が強化されることで受け入れられる場合がある。リスクヘッジとしてここでは「監督指導の強化」を調整側が負担するという方法が採られる。

6．結論

地域生活定着支援事業が本年度すべての都道府県で実施される。これにより犯罪経験のある高齢者・障害者の社会復帰支援が一層増えると考えられる。この中で、調整側から受入側に対するきめ細かな調整も必要となるが、本報告で検討したリスクとその対策がどれだけ実現できるかが重要となっていくと考えられる。

[参考資料・文献]

平成 22 年度厚生労働省科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害への支援の研究（田島班）」「法務と福祉の接点である更生保護に関する研究（浜井研究グループ）」「高齢犯罪者の社会復帰 社会福祉の立場から－」古川隆司（2010）

本報告は平成 22～24 年度科研費（22330175）の助成を受けた成果の一部である。